

(傍線の部分は改正部分)

- 1 -

		五十九 前号 に規定する 官職の指揮 監督を受け る官職の属 する職制上 の段階	令部又は群 の班の所掌 事務を分掌 する係の長 の属する職 制上の段階
		係員	

		五十九 前号 に規定する 官職の指揮 監督を受け る官職の属 する職制上 の段階	令部又は群 の班の所掌 事務を分掌 する係の長 の属する職 制上の段階
		係員	